

現在、就学援助費を受給していない保護者の方へのお知らせです

平成26年3月

保護者のみなさまへ

深谷市教育委員会

就学援助制度について

深谷市では、学用品費や給食費等の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。援助を希望されるかたは、下記のとおり手続きをしてください。

現在、就学援助費を受給中の方については、5月中旬に学校を通して申請方法をお知らせします。

1 援助を受けることのできるかた

深谷市に住所があり、深谷市立小中学校に通うお子さんのいる世帯で、経済的要件等に基づき教育委員会が認定するかた。

2 申請手続き ⇒ 随時、学校へ提出してください。 （申請書は学校・教育委員会にもあります）

同一学校内に兄弟姉妹がいる場合は、1枚の申請書で申請できますが、小中学校にわかれて兄弟姉妹がいる場合には、申請書をわけて学校ごとに提出してください。

○必要書類

1) 就学援助費受給申請書

2) その他の必要書類

①児童扶養手当を受給しているかた

⇒ 児童扶養手当証書の写し

②平成25年1月2日以降に深谷市へ転入したかた（世帯内で収入のあるかた全員分）

⇒前の住所地で発行する平成25年度所得証明書（所得額、控除額のわかるもの）

現在制度を利用していない方で、新たに
中学校で4月から認定を受けたい場合
には、3月末までに在籍する小学校へ
申請書を提出してください。

※①②以外の方は申請書のみの提出になります。

※市民税申告等がされていないことにより所得状況の確認ができない場合は、期間を指定して市民税申告書等の写しの提出を求めますが、指定された期限までに提出がない場合は、申請を却下します。

3 審査結果の通知

審査は教育委員会が行い、結果（認定・不認定）を申請者へ通知します。

認定日は、原則、申請した月の翌月 1 日となります。（4 月から認定を受けたい場合には 3 月中に申請をする必要がありますので、ご注意ください）

4 主な援助内容

	小学校	中学校	支給方法	備考
学用品費	11,100 円	21,700 円	支給月に月割額を 指定口座へ振込	新入学児童生徒学用品費 受給者以外
通学用品費	2,170 円	2,170 円		
新入学児童 生徒学用品費	19,900 円	22,900 円	6 月に指定口座へ振込	4 月認定の新入生のみ
校外活動費 (宿泊なし)	1,510 円 (限度額)	2,180 円 (限度額)	学校からの報告を 受け、支給月に指 定口座へ振込	保護者負担分のみ
校外活動費 (宿泊あり)	3,470 円 (限度額)	5,840 円 (限度額)		
修学旅行費	20,600 円 (限度額)	55,700 円 (限度額)		
P T A 会費	3,290 円 (限度額)	4,070 円 (限度額)	3 月に指定口座に振込	
給食費	実費	実費	毎月、学校の口座へ振込	学校から学校給食費の徴収がなくなります

◆支給月…6 月（4～6 月分）、9 月（7～9 月分）、12 月（10～12 月分）、3 月（1～3 月分）

各支給月の 10 日に振込予定

※申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取り消し、支給済の援助費をお返しいただくこともあります。

問い合わせ先

市内各小中学校（常盤小事務室）または
教育総務課学校事務係（電話 574-5811）